

島本町建築物の高さ制限に関する条例

(前文)

「自然は大地をつくり
人間はまちをつくります。
まちは住む人々の参加によって、より住みよいまちへと発展します。
わたくしたち島本町民は、めぐまれた自然と文化を生かし、互いに助け
あい、みんなの幸せをねがって、この憲章をさだめます。」
(島本町民憲章)

島本町の水と緑の豊かな自然は、この町に住む人々を育ててきました。

町を流れる水無瀬川、古来から重要な水運であった淀川など水の流れの恵みに加え、私たちが慣れ親しんでいる北摂山系の山並みは、多くの人々が暮らす扇状地部を囲むようにつらなり、人の生活が自然と深い結びつきをもって成り立っていることを私たちに知らせ、島本町民を守り育てています。

水源の涵養地となる山林や、町内に広がる田畑の緑は、人が維持し管理することで豊かな環境を後世につなげることができるものであり、家々の植栽や街路樹は、すぐ身近にある自然として、この小さな町の、人と人との顔が見える暮らしの豊かさを支えてくれています。

島本町民憲章にあるように、景観は、生活の中に織り込まれ、町の風土・文化・営みの基礎となり、そこに暮らす人の存在の礎となって、土地の人を育てるものです。

今ここに私たちは、「わたくしたちは、自然を愛し、水と緑の美しいまちをつくります」(島本町民憲章)の理念をもとに、島本町の恵まれた景観を保全し、良好な住環境、地域環境の実現を図り、未来に引き継ぐための規範として、本条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、島本町の恵まれた水と緑の景観を保全し、良好な住環境、潤いのあるまちづくりの実現を図るため、島本町全域で行われる開発事業に対して、建築物の高さの上限を設定することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 開発事業 開発行為又は建築行為
- 2 開発行為 都市計画法（昭和43年法律100号）第4条第12項に規定する開発行為
- 3 建築行為 建築基準法（昭和25年法律201号）第2条第13号に規定する建築又は同法第87条に規定する建築物の用途を変更することをいう

(建築物の高さ制限)

第3条 開発事業における建築物の高さは、20m を上限とする。ただし、都市計画審議会の意見を聴いたうえで、町長が良好な地域環境の創出に特に寄与すると認める開発事業については25m を上限とする。

第4条 前条の規定は次に掲げる建築物には適用をしない。

この条例の施行の日における建築物の高さが20mを超えている建築物の建て替えにより建築する建築物であつて、当該建て替え前の建築物の高さ以下であり、かつ、島本町都市計画審議会の意見を聴いた上で町長が認める建築物。

附則 この条例は、令和2年4月1日から施行する